山梨県警察本部訓令第9号

山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月6日

山梨県警察本部長 伊藤隆 行

山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令の一部を改正する訓令 山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令(平成13年山梨県警察本部 訓令第15号)の一部を別紙のとおり改正する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システムの運営に関する訓令 令和5年7月6日

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 委員会(第7条—第12条)
- 第3章 警察情報管理システムの開発等(第13条―第21条)
- 第4章 処理情報の利用制限等(第22条―第25条)
- 第5章 不正アクセスの防止等(第26条-第28条)
- 第6章 警察共通基盤システムの維持管理 (第29条―第32条)
- 第7章 警察情報管理業務監査(第33条)
- 第8章 補則(第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、警察共通基盤システムの運営並びに山梨県警察情報管理システムの設計、運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって、警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担の軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

(準拠)

第2条 警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システム(以下「警察共通基盤システム等」という。)の運営については、警察庁の業務実施通達その他別に定めがある場合を除き、この訓令の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 警察共通基盤システム 警察共通基盤、各業務プログラム(警察業務の用に供するために作成されたプログラム並びにそれらが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。)及びこれらと接続する山梨県警察が整備する情報システムをいう。
 - (2) 警察共通基盤 警察庁が整備する共通プログラム等(複数の業務プログラムが共

通して利用する機能を実現するプログラム並びにそれが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。)及びそれらが動作する物理サーバ等をいう。

- (3) 警察庁情報管理システム 警察庁が整備する情報システム(警察共通基盤を除く。)及びこれと端末接続するため都道府県警察が整備する端末装置であって、警察共通基盤システム等運営要領(令和4年12月1日付け、警察庁丙技企発第22号ほか)第1の2(5)に定める電子行政文書のほか、次に掲げる電子行政文書(電磁的記録である行政文書(山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令(平成13年山梨県警察本部訓令第5号。イにおいて「文書管理訓令」という。)第2条第1号に規定する行政文書をいう。)をいう。)を広域的に作成又は利用するためのものをいう。
 - ア 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第2項に規 定する個人情報ファイルに該当する電子行政文書
 - イ アに掲げるもののほか、電子行政文書の文書管理者(文書管理訓令第8条に規定する文書管理者をいう。)が第6条第2項のシステム総括責任者と協議して特に警察庁情報管理システムにおいて管理することが必要と認める電子行政文書
- (4) 山梨県警察情報管理システム 山梨県警察が設置する情報システムであって、サーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを情報の管理を行うために組み合わせたものをいう。
- (5) サーバ等 情報を体系的に記録し、検索し、及び編集する機能を有するサーバ又はメインフレームのことをいう。
- (6) 端末装置 サーバ等にデータを入力し、又は出力するために操作する装置をいう。
- (7) 電子計算機接続 山梨県警察が整備するサーバ等と警察庁が整備するサーバ等とを接続することをいう。
- (8) 端末接続 山梨県警察が整備する端末装置と、警察庁が整備するサーバ等とを接続することをいう。
- (9) 対象業務 警察共通基盤システム等を利用して行う情報の利用及び管理に係る業務であり、警察庁又は山梨県警察が目的等を定めて実施するものをいう。
- (10) システム設計 対象業務を開発し、又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。
- (11) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その 他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別でき るもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、 それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。

- (12) アクセス 警察共通基盤システム等にデータを入力し、又は警察共通基盤システム等からデータを出力することをいう。
- (13) アクセス権者 アクセスを行う権限を与えられた者をいう。
- (14) アクセス範囲 アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲を いう。
- (15) 認証情報 ユーザ I D、パスワード、個人に特有の生体的特徴その他アクセス権者を識別するための情報をいう。
- (16) 認証用媒体 認証情報を記録した媒体をいう。
- (17) ユーザ I D アクセス権者を識別するためにアクセス権者ごとに一意に付与された文字列をいう。
- (18) パスワード 警察共通基盤システム等を利用しようとする者がアクセス権者本人 であるかどうかを検証するため、ユーザ I D、個人に特有の生体的特徴その他のア クセス権者を識別するための情報と組み合わせて用いられる文字列をいう。
- (19) コード 情報処理を容易にするため一定の用語を一定の記号に置き換えて表現することを定めた記号群をいう。
- (20) 照会 警察共通基盤システム等を構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該サーバ等に記録された事項の内容に関する情報を得るため、警察共通基盤システム等を利用することをいう。
- (21) 照会者 照会を行う者をいう。
- (22) 入力資料 警察庁情報管理システムを構成するサーバ等又は警察共通基盤により 処理することを目的に作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。
- (23) 出力資料 警察庁情報管理システムを構成するサーバ等又は警察共通基盤により 処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。
- (24) 処理情報 個人情報ファイルに記録されている個人情報をいう。 (基本方針)
- 第4条 警察共通基盤システム等のシステム設計、運用及び維持管理に当たっては、次 の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 事務能率の増進に寄与するため、警察各部門の業務について警察共通基盤システム等の活用を図ること。
 - (2) 関係部門相互の協力体制を確保し、警察共通基盤システム等の適正かつ円滑な運

営に努めること。

(3) 警察共通基盤システム等の利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。

(適用業務の基準)

- 第5条 山梨県警察情報管理システムにおいて運用する対象業務は、次の各号のいずれ かに該当するものでなければならない。
 - (1) 警察資料を記録して検索を行う照合業務
 - (2) 調査、集計、分析及び利用を必要とする統計業務
 - (3) 施策の合理化及び高度化のために必要な資料の解析を行う業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、対象業務とすることによって事務能率が著しく増進される業務など特に対象業務とする必要性が認められる業務

(体制)

- 第6条 警察共通基盤システム等の有効性の向上と安全性を確保するため、山梨県警察 に山梨県警察システム総括責任者(以下「システム総括責任者」という。)、システム責 任者、運用主管課長、運用管理者及び運用管理補助者を置く。
- 2 山梨県警察システム総括責任者は、警務部長をもって充て、次に掲げる事務を行う。
- (1) 警察共通基盤システム又は警察庁情報管理システムと電子計算機接続する山梨県警察情報管理システムの運用に関する事務の総括に関すること。
- (2) 警察共通基盤システム又は警察庁情報管理システムと電子計算機接続する山梨県情報管理システムのサービス・業務企画、設計・開発、運用・保守その他の運営に関する事務の総括に関すること。
- 3 システム責任者は、システム総括責任者を補佐するものとし、警務部情報管理課長 (以下「情報管理課長」という。)をもって充てる。
- 4 運用主管課長は、対象業務を主管する所属の長をもって充て、次に掲げる事務を行う。
- (1) 所管する対象業務の見直し及び改善に関すること。
- (2) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
- (3) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
- (4) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。
- 5 運用管理者は、対象業務を行う所属の長をもって充て、対象業務の実施に関し、ア

クセス権の申請、個人情報の適正な取扱い、ドキュメント等の亡失等の防止その他対象 業務の適性かつ円滑な実施を確保するため必要な事務を処理する。

6 運用管理補助者は、各所属の次席、副所長、副隊長、副校長、副署長及び次長をもって充て、運用管理者の事務を補助するものとする。

第2章 委員会

(委員会の設置)

- 第7条 山梨県警察本部に山梨県警察警察情報管理システム運営委員会(以下「委員会」 という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、警務部長とし、委員には次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 総務室会計課長
- (2) 警務部警務課長
- (3) 警務部情報管理課長
- (4) 生活安全部生活安全企画課長
- (5) 刑事部刑事企画課長
- (6) 交通部交通企画課長
- (7) 警備部警備第一課長
- (8) その他委員長が指名する者

(委員会の任務)

- 第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。
 - (1) 共通基盤システム等の運用及び維持管理の基本計画に関すること。
 - (2) 山梨県警察情報管理システムの導入に関すること。
 - (3) 山梨県警察情報管理システム対象業務の開発、大規模な変更及び廃止に関すること。
 - (4) 警察共通基盤システム等における個人情報の適切な管理に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項 (会議)
- 第9条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

- 第10条 委員会の下部組織として幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、情報管理課長とし、幹事には次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 総務室会計課次席
- (2) 警務部警務課次席
- (3) 警務部情報管理課次席
- (4) 生活安全部生活安全企画課次席
- (5) 刑事部刑事企画課次席
- (6) 交通部交通企画課次席
- (7) 警備部警備第一課次席
- (8) その他幹事長が指名する者
- 4 幹事会は、必要の都度、幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、委員会に付議する事項の事前審査及び委員長が指示する事項の調査、審 議等を行い、その結果を委員会に報告するものとする。
- 6 幹事長は、必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 第11条 幹事長は、第8条第3号に関する委員会の審議が実施される場合は、当該審議に先立ち、幹事会において次の各号に掲げる事項を検討し、委員会に報告するものとする。
 - (1) 個人情報ファイルを保有する場合は、事務遂行上の必要性及び保有目的の特定に 関る事項
 - (2) 個人情報ファイルの記録事項と保有目的の達成に必要な事項の保有限度に関する事項
 - (3) 対象業務の実施による警察事務全般への影響に関する事項
 - (4) 必要な人員及び経費に関する事項
 - (5) 安全性の確保に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、対象業務の運用に関する事項 (庶務)
- 第12条 委員会及び幹事会の庶務は、警務部情報管理課において行うものとする。

第3章 山梨県警察情報管理システムの開発等

(対象業務の申請)

第13条 所属長は、新規に対象業務とすることが必要と認めるものがあるときは、本 部長に当該対象業務の開発を申請し、指定を受けるものとする。

(プロジェクトチームの編成等)

第14条 システム責任者及び運用主管課長は、対象業務の開発又は大規模な変更が決定されたときは、プロジェクトチームの編成など必要な措置を講じ、システムの開発又は変更に当たるものとする。

(システム設計の検討事項)

- 第15条 山梨県警察情報管理システムのシステム設計を行う場合は、システム責任者 又は運用主管課長は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について検討を行わなければ ならない。
 - (1) 対象業務を新設し、又は変更する必要性
 - (2) 対象業務の実施による警察事務全般への影響
 - (3) システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費
 - (4) 対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保
 - (5) その他対象業務の実施に関する事項

(システム設計の基本的原則)

- 第16条 システム設計に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保
 - (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保
 - (3) 関連業務との整合性
 - (4) 情報セキュリティ

(プログラム仕様書等の作成)

第17条 システム責任者又は運用主管課長は、プログラムの作成に当たっては、システム設計書に基づいてプログラム仕様書を作成するとともに、プログラムの作成後においては、プログラム説明書及び操作指示書を作成しなければならない。

(特別出力の申請)

第18条 運用主管課長は、対象業務について、特別な処理による出力資料を必要とす

るときは、本部長に申請するものとする。

(システム変更の申請)

第19条 運用主管課長は、対象業務のシステムを変更する必要が生じたときは、本部 長に申請するものとする。

(対象業務の廃止の申請)

第20条 運用主管課長は、対象業務について電算処理の必要がなくなったときは、本 部長に申請するものとする。

(運用要領の制定)

第21条 運用主管課長は、対象業務の運用要領を定めるものとする。

第4章 処理情報の利用制限等

(照会の管理)

第22条 システム総括責任者は、対象業務ごとに照会の手続を定めるとともに、対象 業務の目的に応じて、照会者の範囲又は各照会者が行うことのできる照会の範囲を定 めることなどにより、対象業務の目的以外の目的での不正な照会を防止するために必 要な措置を講じなければならない。

(不正な照会及び情報の利用等の禁止)

第23条 照会者は、対象業務の目的以外の目的で不正に照会をしてはならない。また、 照会者は、照会により得た情報を対象業務の目的以外の目的で利用し、又は提供しては ならない。

(処理情報の利用及び提供の制限)

- 第24条 処理情報は、法律の規定に基づき利用し、又は提供しなければならない場合を除き、警察の任務の遂行に必要な限度で警察部内において利用し、又は提供する場合以外の場合に利用し、又は提供してはならない。ただし、本部長において、処理情報を利用し、又は提供することについて特別の理由があると認める場合であって、当該処理情報を利用し、又は提供することにより、当該処理情報に係る本人又は第三者の権利を不当に侵害することがなく、かつ、警察の任務の遂行に支障を生ずることがないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項のただし書の場合において、運用管理者は、処理情報を提供しようとするときは、システム責任者及び運用主管課長と協議するものとする。
- 3 運用管理者は、前項の協議の結果、処理情報を提供するときは、当該処理情報に係

る運用主管課長を経由して本部長の承認を受け、かつ、処理情報の提供を受ける者に使用目的、使用方法その他使用の態様に関し必要な制限を付し、又は必要な安全確保の措置を指定して行うものとする。

(利用実態の調査)

第25条 システム責任者及び運用主管課長は、警察共通基盤システム等の利用実態を調査し、第4条各号に掲げる基本方針に従って当該システムが運営されるよう必要な措置を講じなければならない。

第5章 不正アクセスの防止等

(不正アクセスの防止)

- 第26条 システム総括責任者は、サーバ等及び端末装置を操作する者に認証情報の付 与並びに認証用媒体を発行するなどアクセス権限を適切に管理し、不正アクセスの防 止に努めなければならない。
- 2 システム総括責任者は、対象業務ごとに、アクセス権及び各アクセス権者のアクセス範囲を定め、アクセス権者以外の者によるアクセス及びアクセス権者によるアクセス範囲を超えたアクセスを防止するために、警察共通基盤システム等に係るプログラム及び重要なデータへのアクセス状況を記録して、これを点検するなどにより、不正アクセスの発見及び防止に努めなければならない。
- 3 システム総括責任者は、不正アクセスの疑いがあると認めた場合は、直ちに事実の 調査を行い、不正アクセスが明らかとなったときは、不正アクセスの防止措置を講じな ければならない。

(不正アクセスの禁止)

- 第27条 アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。
- 2 アクセス権者は、対象業務の目的以外の目的で不正にアクセスをしてはならない。 (不正プログラム対策)
- 第28条 システム責任者は、データを破壊する等の不正機能を持つプログラムへの対策の推進を図るものとする。

第6章 警察共通基盤システム等の維持管理

(サーバ等の設置及び維持管理)

第29条 システム責任者は、警察共通基盤を除く警察共通基盤システム、山梨県警察 情報管理システム及びこれに附帯する電源設備等について、次の各号に掲げるところ により適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 設備の保守・点検の方法を定めること。
- (2) 設備の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。
- (3) 保安装置の整備等安全性の確保に努めること。

(操作の管理)

- 第30条 システム責任者は、サーバ等の操作については、次の各号に掲げるところに より管理しなければならない。
 - (1) 使用計画に従って操作を行わせ、その状況を把握すること。
 - (2) 操作を行う者を指定すること。
 - (3) 原則として複数で操作を行わせること。
- 2 運用管理者は、使用する端末装置の状況を明らかにしておかなければならない。ただし、システム責任者が端末装置の使用状況を磁気ファイルに記録し、当該所属に通知する場合においては、この限りでない。
- 3 運用管理者は、必要に応じ、端末装置の操作状況について点検を行うものとする。 (入退室の管理)
- 第31条 システム責任者及び運用管理者(以下「システム責任者等」という。)は、警察共通基盤システム等のサーバ等が設置してある部屋には、次に掲げる者で、かつ、 承認を与えた者以外の者を入室させてはならない。
 - (1) 業務上入室を必要とする警察職員
 - (2) 保守等に従事する者
 - (3) その他入室が必要で、秘密保持上支障がないと認められる者
- 2 システム責任者等は、入退室の状況をすべて記録するとともに、前項第2号及び第 3号に掲げる者が入室するときは、職員を立ち会わせなければならない。
- 3 システム責任者等は、第1項の部屋に磁気を帯びた物、可燃性の危険物等の持込み を禁止するものとする。

(端末装置の管理)

- 第32条 運用管理者は、端末装置について次の各号に掲げるところにより管理しなければならない。
 - (1) 端末装置の操作状況並びに入力資料及び出力資料が関係者以外の者の目に触れないようにすること。

- (2) 端末装置の周辺に磁気を帯びた物、可燃性の危険物等を置かないこと。
- (3) 部外者が端末装置の保守等を行うときは、職員を立ち会わせること。
- 第7章 警察情報管理業務監査

(警察情報管理業務監査)

- 第33条 システム総括責任者は、警察共通基盤システム等による処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため情報管理業務監査を行うものとする。
- 2 前項の監査の実施要領については別に定める。

第8章 補則

(補則)

第34条 この訓令の施行に関し必要な事項は別に定める。